

## 開催します！移動法律相談室

契約やお買い物のトラブル、サクラサイト、借金問題など、消費生活に関わるお悩みについて、弁護士に無料で相談することができます。

日時：2月11日(土)午前9時～正午

場所：聖籠町役場1階 住民相談室

申し込み：聖籠町消費生活センター

☎0254-27-1958

ご希望の方は2月9日(木)

までにお申し込みください。



## 消費生活



## 通信

令和5年2月  
vol.148

☑役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

## クーリング・オフは メールでもできます!

### クーリング・オフとは

訪問販売などで契約したあと、一定の条件を満たしている場合に、**一方的に契約をなかったことにできる制度**です。

これまでは「書面」で通知すると定められていましたが、法律改正によって、電子メールや事業者が自社サイトに設けたクーリング・オフ専用フォーム、FAXなど「電磁的記録」で通知しても良いことになりました。送信先のメールアドレスを間違えないよう気をつけましょう。



### クーリング・オフできる取引と期間

|  |      |
|--|------|
| 訪問販売(キャッチセールス、販売目的を隠して呼び出された場合も含む)       | 8日間  |
| 電話勧誘(電話をかけさせられた場合も含む)                    |      |
| エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス | 20日間 |
| マルチ商法、ネットワークビジネス                         |      |
| 内職商法、モニター商法                              | 8日間  |
| 訪問購入(訪問した事業者が貴金属などを買い取る)                 |      |

### 手続きの方法

- ①ハガキやメールに、クーリング・オフしたい契約の内容(契約者名、契約日、商品名など)を書き、「契約を解除します」と書きます。
- ②契約書面を受け取った日を1日目として、上の表の期間内に投函・送信します。
- ③送った日がわかる証拠を残しましょう。(書留で送る、スクリーンショットを撮るなど)

心配な時は消費生活センターにご相談ください